

# 付属資料



# 1 パブリックコメントで提出された意見の反映状況

## 1 - 1 パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで

総意見数：6 件（2 通。うち、郵送 1 通、ファクシミリ 1 通）

採否の対応区分

記号	対応区分	件数
	意見を反映し、素案を修正したもの	1 件
	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1 件
	意見は反映させないが、今後検討を行っていくもの	2 件
	その他素案とは直接関係しないが、今後参考としていく意見	2 件

## 1 - 2 提出された意見及びその採否

提出された意見とその対応は以下のとおりです。

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
1	第 2 部第 1 章 3 施設サービス	老老介護の介護者の多くは、高齢女性である。美談で終わるのは 3 ヶ月。介護による困窮や介護疲れ等で、介護者が追い詰められないよう、在宅介護以外の選択肢も速やかにとれるよう需要に見合った公的介護施設や定員を増やすこと。		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び特定施設について、施設等の定員を増やすことを計画しています。
2	第 2 部第 1 章 4 - 2 事業の安定的運営	介護職員の専門性と変則性に見合った賃金と人員を公費で十分に保証すること。		介護サービスの費用に係る公費負担の割合や人員の配置基準については、国が所管している関係法令の中で決められており、本計画で記述することにはなじまないものと考え、計画への反映は行いません。しかし、平成 21 年度の介護報酬改定により、介護従事者の処遇については、一部改善が図られる予定であり、これが逗子市内において実効性のあるものであったかどうか、市としても検証を行ってまいります。

（次ページに続く）

NO	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由
3	第2部第3章 1 高齢者福祉サービス 1-1 在宅生活の支援 (6) 移動手段の確保 福祉バス	高齢者センターから市役所行きの福祉バスが空の状況で運行している日を見かけるがこの車をもっと有効に使えないか？		高齢者センター利用者の送迎を行う福祉バスは、定時運行をしており、時間帯や区間によっては乗車率が低いこともあります。今後、乗車率を見極めた上で運行ダイヤの見直しに努めますが、時刻を決めて運行する上では、乗車率の多寡が生じることをご理解ください。 また、福祉バスの有効活用については、本計画への反映は行いませんが、地域の公共交通のあり方について現在見直し作業を行っており、引き続き検討してまいります。
4	第2部第3章 2 高齢者の健康、生きがい・安心を支える 施策との連携・協力	高齢女性の求人倍率は男性のそれに比べて少ない。市が株主である(株)パブリックサービスの職域の紹介・雇用とも、高齢女性が応募しやすいように、腕力のいる仕事以外にも広げること。		ご意見を踏まえ、高齢者の就労対策について計画に位置付けるよう修正するとともに、(株)パブリックサービスの職種・業種を拡大するよう、呼びかけていくこととします。
5	その他	後期高齢女性で配偶者が存命の割合は6人に1人となるという。高齢者問題は、高齢女性の問題といっても過言ではない。 低年金は女性の問題でもある。最低保障年金の確立をすること。		年金制度の抜本的改革については、現在、国において検討が続けられているところです。市としては、生活保障施策は国の役割と考えており、本計画へ盛り込むことは行いませんが、今後も年金制度の改善に向け、時宜を捉えて国に要望してまいります。
6	その他	70歳から(使用できる)京急バスの20,000円の(割引乗車証の助成を)検討して欲しい。		現在のところ、ご提案のような助成や給付は考えておりませんので、本計画へ盛り込むことは行いませんが、今後、移動制約者への移動の支援策を講じていく中で、検討してまいります。

## 2

# 逗子市福祉プラン推進協議会及び 逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会

逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成4年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン(以下「福祉プラン」という。)の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス(以下「諸サービス」という。)の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸サービスの総合調整に関すること。
- (2) 諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。
- (3) 高齢者、障害児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。
- (4) 保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。
- (5) 逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障害者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。
- (6) 前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。
- (7) その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

- (1) 地域福祉計画部会
  - (2) 高齢者保健福祉計画部会
  - (3) 母子保健計画部会
  - (4) 障害者福祉計画部会
  - (5) 次世代育成支援計画部会
- 2 前項に掲げる各部会は、部会員14人以内をもって組織する。
  - 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
    - (1) 知識経験を有する者
    - (2) 市民
    - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
    - (4) 関係行政機関の職員
    - (5) 市職員
  - 4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。
  - 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
  - 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。

- 2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。
- 3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 知識経験を有する者

- (2) 市民
  - (3) 公共的団体の推薦を受けた者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 市職員
- 4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。
- 6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第8条に規定する部会及び第9条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課かいにおいて処理する。

- (1) 地域福祉計画部会 社会福祉課
- (2) 高齢者保健福祉計画部会 介護保険課
- (3) 母子保健計画部会 市民健康課
- (4) 障害者福祉計画部会 福祉課
- (5) 次世代育成支援計画部会 福祉課
- (6) 臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

逗子市福祉プラン推進協議会の開催状況

回	日程	議事
1	平成 20 年 12 月 1 日	(1)逗子市高齢者保健福祉計画の計画素案について (2)逗子市障害者福祉計画の計画素案について (3)その他
2	平成 21 年 2 月 9 日	(1)逗子市高齢者保健福祉計画について (2)逗子市障害者福祉計画について

逗子市福祉プラン推進協議会 委員名簿

(敬称略)

NO	委員名	選出母体等	備考
1	秋山 薊二	関東学院大学教授	高齢者保健福祉計画部会長
2	吉瀬 雄一	関東学院大学教授	地域福祉計画部会長
3	松井 一郎	前国立小児医療研究センター部長	母子保健計画部会長
4	石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	障害者福祉計画部会長
5	新保 幸男	神奈川県立保健福祉大学教授	次世代育成支援計画部会長
6	佐藤 真弓	市民	
7	欠 員	市民	
8	秋間 禮二	社団法人逗葉医師会	会員
9	前澤 克之	逗葉歯科医師会	障害者歯科理事
10	富田 邦衛	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	副会長
11	広瀬 信子	逗子市商工会	女性部副部長
12	内野 友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会	会長
13	早野 順子	逗子地域婦人団体連絡協議会	副会長
14	清水 博	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	所長
15	増沢 隆夫	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	所長

会長 副会長 2009年(平成21年)3月31日現在



逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会の開催状況

回	日程	議事
1	平成 20 年 5 月 26 日	(1)「逗子市高齢者保健福祉計画」の改定にかかる方針(案)について (2)高齢者実態調査(平成19年度実施)の結果報告について (3)その他
2	平成 20 年 7 月 14 日	(1)高齢者福祉サービスの評価及び次期計画期間の方向性について (2)介護予防の評価及び次期計画期間の方向性について (3)包括ケアシステムについて
3	平成 20 年 8 月 20 日	(1)保険料(多段階化及び軽減策)について (2)市特別給付について
4	平成 20 年 10 月 27 日	(1)保険料(段階設定案)について (2)介護給付サービス量の見込みについて (3)事業者ヒアリングの実施結果について (4)逗子市高齢者保健福祉計画の構成案について
5	平成 20 年 11 月 17 日	(1)計画素案(案)について (2)その他
6	平成 21 年 1 月 26 日	(1)パブリックコメントの実施結果及び採否について (2)計画(案)について

逗子市福祉プラン推進協議会高齢者保健福祉計画部会 部会員名簿

2009年(平成21年)3月31日現在(敬称略)

	氏名	選出団体等	備考
1	秋山 薊二	関東学院大学教授	部会長
2	秋間 禮二	社団法人 逗葉医師会	副部会長
3	笹島 メグミ	社団法人 神奈川県看護協会	
4	本村 春美	保健師	
5	柏村 宗巨	市民 (「ふれあいサロン池子」代表者)	
6	安田 加代子	市民 (よりよい介護を考える会)	
7	千種 利昌	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会	
8	押川 泰衛	社会福祉法人地域福祉協会理事長 逗子ホームせせらぎ施設長	
9	石井 和美	社会福祉法人百鷗 逗子清寿苑	
10	杉本 明	逗子市老人クラブ連合会会長	
11	津田 廣子	逗子市民生委員児童委員協議会	
12	井上 克也	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課課長補佐	